

2・3年生保護者各位 **(必ずお読みください)**

昭和第一学園高等学校
事務部

就学支援金・授業料軽減助成金制度について

令和2年4月から施行されている国の“私立高校授業料実質無償化”について、本校における対応は以下ようになりますのでご了承のほどお願い申し上げます。

1. 私立高校授業料実質無償化について

これは、国が行っている「就学支援金」と呼ばれる制度により、授業料が最大で年間396,000円助成されることを指しています。しかし本校の年間授業料は420,600円ですので、就学支援金だけでは全額助成はされません。そこで、東京都が行う「授業料軽減助成金」という制度にも申し込むことで、二つの制度を併せて年間420,600円が助成される仕組みになっています。特待生等である場合も必ず申請してください。

注意点は、

- ・ この制度は学費のうち「授業料」にしか適用されず、他の費用は自己負担が生じること
※ 黄色用紙「学費について」をご覧ください
- ・ 国の「就学支援金」と東京都の「授業料軽減助成金」の両方に申し込む必要があること
- ・ 審査により、授業料全額が助成されない場合があること
- ・ 助成金は審査結果が出てから適用されるため、それまでは授業料を自己負担する必要があること
- ・ 授業料を滞納したり、途中で退学したりすると助成金の金額が変更となること

です。

2. 就学支援金(国)の申込方法

同封の申請書を学校へ提出して申し込みます。別紙「就学支援金の申込方法について」を読みながら書類を準備してください。

◆**提出期限:4月20日(水)** 審査結果に影響がありますので厳守してください

◆提出場所:事務室(本館1階) ※生徒・保護者のどちらが提出されても構いません

◆提出物:同封の「就学支援金の申込方法について」参照

3. 授業料軽減助成金（東京都）の申込方法

6 月下旬、全校生徒に申込書を配布する予定です。申請書をよく読み書類を準備して、郵便局の窓口から直接郵送して申し込みます。学校には提出しません。住所が東京都の方が対象です。都外在住の方は、同様の制度についてお住いの自治体へお問い合わせ下さい。

◆**提出期限:7 月下旬予定** 審査結果に影響がありますので厳守してください

◆**提出場所:**郵便局窓口で特定記録郵便にて東京都へ郵送（郵送先は申込書を参照）

◆**提出物:**全校生徒に配布予定の申込書を参照（6 月下旬予定）

4. 就学支援金（国）と授業料軽減助成金（東京都）の助成方法

「就学支援金」は、申込から数か月後に審査結果が出ます。その後、審査結果に応じて学校にて授業料を控除します（授業料の請求額を安くします）。それまでに自己負担していただいた授業料のうち、就学支援金で助成されるべき金額分は、年度末（3 月末）に、学費引落し口座へ返金します。なお、書類不備等で審査が遅れる場合は、原則として年度途中で控除することができません。その場合は 1 年間の授業料をすべて自己負担して頂き、就学支援金は年度末に返金することとなりますのでご注意ください。

「授業料軽減助成金」は、申込時に指定した口座へ直接助成金が振り込まれます。振込日は例年 12 月末日です。金額は、「就学支援金」と併せて上限 420,600 円（本校授業料年額）ですので、「就学支援金」の決定金額により世帯ごとに異なります。「就学支援金」が未決定である場合などに、二つの助成金の合計を調整するため、助成金の返金を求められる場合があります。